

# 特別区全国連携プロジェクトの今後の展開について（中間のまとめ）

## 1 連携・交流の拡大・充実

- ◆特別区全国連携プロジェクト（以下「プロジェクト」）趣意書の発表（平成26年9月）以来、連携・交流を進める自治体数が増加し事業数も拡大
- ◆特に、広域的な連携・協力を図るため、特別区長会が協定を締結した自治体数が大きく増加
- ◆広域連携協定の締結に積極的な地域があり、自治体数は今後も拡大・増加の見通し

区分	平成27年	平成28年	平成29年	27→29年度増加数
各区交流自治体	574	641	675	+101
全国連携ホームページ 会員登録自治体	149	197	237 (253)	+88 (+104)
広域連携協定締結自治体	—	210	236 (298)	+236 (+298)
合計 (各年8月1日 重複を除く)	660	878	926 (958)	+266 (+298)

( ) 内の数字は平成29年度末見込

## 2 プロジェクト推進方針の策定による着実な事業実施

- ◆プロジェクトの展開に関する23区の共通認識を形成することなどを目的に「特別区全国連携プロジェクト推進方針」（以下「推進方針」）を策定（平成29年3月）
- ◆推進方針においては各区における連携・交流事業に加え、下記を23区が一体となって取り組む「主要事業」と位置づけ地域間連携を「重層的」に展開

- ・自治体間連携シンポジウム等の開催  
(平成29年度 2回開催 各回参加約100名)
- ・魅力発信イベントの開催  
(平成29年度 2回開催  
第1回 - 参加自治体数 85 来場者約2万人  
第2回 - 参加自治体数 101 来場者約4万人)
- ・各地域との連携を推進する事業への支援  
(平成29年度「東北絆まつり」への支援)
- ・東京区政会館を活用した情報発信  
(平成29年度全国連携展示 2回開催 京都・千葉)
- ・被災自治体に対する支援  
(平成29年度 福岡県 大分県 秋田県 三重県  
京都府 和歌山県へ復興支援金を拠出)



魅力発信イベント  
平成29年9月9-10日  
開催



東北絆まつり  
平成29年6月10-11日  
開催



全国連携展示  
『お茶の京都』を知る  
平成29年8月21日～  
9月29日 開催

### 3 プロジェクト推進方策の検討への着手

◆推進方針に基づき「プロジェクト推進基盤の強化」への取組みに着手

- ・プロジェクトホームページの充実等による情報交流等の活発化  
(会員登録自治体数 平成 28 年度末 217→平成 29 年 11 月末 248)
- ・23 区の連携推進組織の強化  
(推進方策を検討するためプロジェクト担当課長会に 2 つの分科会、幹事会を設置  
平成 29 年度総開催回数 25 回 – 予定を含む)  
(広域連携分科会において広域連携協定締結地域との連携協力の推進等について検討)  
(推進基盤整備検討分科会において「協働プラットフォームの構築」、「施設情報の提供」、  
「人材の提供」を検討)
- ・広域的な連携を推進するための連絡組織の設置・運営  
(平成 29 年度 京都府市町村との協議会 1 回開催  
広島県町村会等・北海道町村会との意見交換会  
各 1 回開催)
- ・プロジェクト活動の認知度向上  
(関わりの深い道府県 - 東京事務所を含む - へ説明  
北海道庁 9 月 京都府庁 5 月 広島県庁 8 月)



プロジェクト担当課長会  
分科会の開催

#### 1 広域連携協定締結地域との「新たな連携スタイル」の確立

- ◆広域連携協定締結地域との連携・交流の状況等は、地域によってバラつきがあり、交流を推進する具体策が不明瞭
- ◆北海道町村と連携・交流を進める区（10 区）への調査では、特別区全体として方向性を示す必要があるとの結果
- ◆特別区全体の方向性を検討するに際し、先方地域ニーズに沿った事業実施、財政負担の軽減をはかる方策を考慮する必要があるとの意見
- ◆これらを踏まえ、具体的な事業実施を想定した、広域連携協定締結地域との「新たな連携スタイル」の確立が急務

#### 2 プロジェクトの推進主体の構築

- ◆プロジェクトを「初動期」から「発展期」へ移行させるため、民間事業者や NPO などが参画できる「枠組み」が必要
- ◆主要事業の実施、広域連携協定締結地域との連携・交流を各区とともに推進できる「仕組み」が必要
- ◆これらを踏まえ、プロジェクトの推進を継続的・安定的に、かつ自立的に担うことができる「推進主体」の構築が必要

## 1 地域再生計画認定制度の活用

- ◆地域再生法にもとづく認定制度は、各自治体が活用。複数の自治体が連携して地域再生計画を共同策定する例も多数
- ◆地域再生計画策定により地域ニーズの明確化や地方創生推進交付金の交付による財政負担の軽減が可能 **(資料1)**
- ◆荒川区と釧路地域が共同策定した計画について国が「地方創生に係る特徴的な取組事例」として推奨 **(資料2)**
- ◆この「荒川・釧路モデル」をベースに、広域連携協定締結地域との「新たな連携スタイル」を検討
- ◆検討にあたり、広域連携協定締結地域の複数の自治体と複数の特別区が共同して計画を策定するケースを想定

## 2 各区を支援する仕組みの導入

- ◆地域再生計画策定に際して、広域連携協定締結地域自治体との連絡調整を行なうなど、各区を支援する仕組みを導入
- ◆各区を支援する仕組みとして、次項で提起する「全国連携協働プラットフォーム事務局」が業務を担う方法を検討
- ◆連携事業を実施する区への財政的な支援を図るため「特別区全国連携プロジェクト関連事業助成金」の再構築を検討

## 3 広域連携協定締結地域との事前調整等

- ◆連携事業の実施機運が高まっている区、地域については区長会事務局が該当区と連携のうへ事前調整を開始
- ◆広域連携協定地域の市長会、町村会へのアンケート調査によれば、地域再生計画認定制度を活用した連携事業について、「23区から事業を提案して欲しい」、「23区と連携しながら研究したい」との意向が多数 **(資料3)**
- ◆これらを踏まえ、地域再生計画の策定に向けた各自治体の合意形成、関係機関との調整等に向けた取組みを併せて実施

### 《広域連携協定締結地域》

地域	北海道	京都府	青森県	千葉県
協定先 (自治体数)	町村会 (144)	市長会 町村会 (15) (11) (計 26)	市長会 町村会 (10) (30) (計 40)	町村会 (17)
地域	広島県	奈良県 (予定)	群馬県 (予定)	合計 (予定含む)
協定先 (自治体数)	町村会 (9)	町村会 (27)	市長会 町村会 (12) (23) (計 35)	7地域 10団体 (298)

## 1 プロジェクトの推進主体のあり方

- ◆プロジェクトの推進に向け、民間事業者など多様な主体が情報交流、合意形成を図る「場」として「特別区全国連携プロジェクト推進協議会（仮称）」、(呼称)「全国連携円卓会議」（以下「円卓会議」）を設置
- ◆円卓会議の事務局として「全国連携協働プラットフォーム事務局」（以下「プラットフォーム事務局」）を設置
- ◆プラットフォーム事務局は円卓会議にかかる業務とプロジェクトの主要事業（I 2を参照）等を実施
- ◆円卓会議とプラットフォーム事務局を併せて「全国連携協働プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」）とし、プロジェクトの推進主体として位置づけ **（資料4）**
- ◆プラットフォームの設置にあたっては、特別区長会事務局と（公財）特別区協議会の役割分担を整理しつつ検討

## 2 プラットフォーム事務局の姿

- ◆プラットフォーム事務局の機能は、事業の企画機能、相談機能、実施支援機能及びプロジェクトPR機能を想定
- ◆プラットフォーム事務局の業務は、プロジェクトの主要事業に加え、検討を進めている「施設情報の提供」、「人材の提供」に関する業務、広域連携協定締結地域との連絡調整などに関する業務を実施
- ◆プラットフォーム事務局は、専任のスタッフにより構成し、現行のプロジェクトにかかる財源等の活用を検討

## 3 プラットフォームの設置に向けた検討

- ◆地域再生計画認定制度、交付金を活用して、23区が共同して設立する手法を検討
- ◆地域再生計画の策定にあたり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改定版）」への位置づけを踏まえ、全国各地域の地方創生の推進に資する取組みなどプロジェクト主要事業のあり方等を検討 **（資料5）（資料6）**
- ◆プロジェクトの継続的・安定的な推進を図るためプラットフォーム事務局による「収益事業」の実施を検討
- ◆関係自治体や民間事業者等へプラットフォームへの参画等にかかる説明の実施を検討

## 1 平成30年度に最終報告をとりまとめ

- ◆「中間のまとめ」を基盤として、実施に向けた詳細な検討、関係自治体などとの調整を並行実施し、最終報告を予定

## 2 平成31年度の事業開始を目標

- ◆地域再生計画の認定を平成30年度とし、地方創生推進交付金の交付、事業開始を31年度とする目標を設定

《大まかなスケジュール》

年度	29年度	30年度	31年度	32年度
内容	中間のまとめ	最終報告		
	広域連携協定地域 (地域再生計画の共同策定の調整等)		交付金交付	連携事業の実施
	プラットフォーム設立検討 (地域再生計画による23区共同設立)			設立準備 → 設立

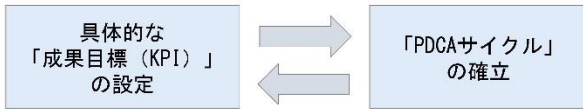
# 資料 1

## 地方創生推進交付金

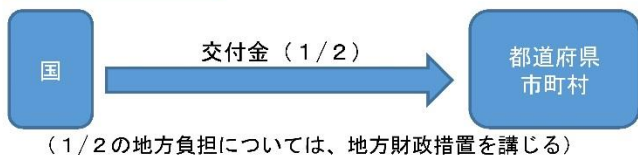
30年度予算額 **1,000億円** (29年度予算額 1,000億円)

### 事業概要・目的

- 地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。
- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



### 資金の流れ



### 対象事業・具体例

#### 【対象事業】

##### ①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

##### ②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

#### 【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定する。

### 30年度からの運用改善

#### ①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

#### ②横展開タイプの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度: 6.0億円)
	横展開	2.0億円 (29年度: 1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度: 4.0億円)
	横展開	1.4億円 (29年度: 1.0億円)

#### ③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出を求める。

※「みんなで育てる地域のチカラ 地方創生」ホームページより

# 資料 2

No.00026〔観光振興分野〕

加速化交付金交付額: 44,928千円

## 北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業

北海道、北海道くしろし釧路市、くしろちよう釧路町、あつけしちよう厚岸町、はまなかわちよう浜中町、しべちちちよう標茶町、てしかがちちよう弟子屈町、つるいむら鶴居村、しらぬかちちよう白糠町、とうきようちちちよう東京都荒川区

### 事業の背景・概要

- 釧路地域は、釧路湿原をはじめとする地域特有の自然や豊富な食資源、産業、温泉、アイヌ民族の歴史・文化等を有しており、これらの地域資源を活用した体験型観光が盛んな地域であるが、東京23区との連携事業 (「北海道・釧路! 旬!! 秋の味覚市」) の来場者アンケートの結果からは、首都圏における釧路地域の認知度が必ずしも高くないことが判明した。
- そのため、首都圏における釧路地域の認知度向上のため、荒川区に東京都23区との連携事業のコーディネーターを配置するとともに、荒川区の提供による「くしろマルシェin日暮里 (仮称)」を開催する。また、スマートフォンで視聴可能な臨場感溢れる立体映像等を用いたプロモーションに加えて、荒川区政策広報番組によるクロスメディアでの配信を行う。

### 重要業績評価指標 (KPI) 等

【28年3月】釧路管内観光入込客数: 713万人  
【32年3月】釧路管内観光入込客数: 780万人

### 先駆性に係る取組 (官民協働、政策間連携、地域間連携、自立性)

#### 【官民協働】

- 行政は、企画・計画を策定し、事業の全体調整を行う。
- 民間事業者は、旅行者のニーズに基づいた広域周遊バスの設定や商品の開発等により、釧路地域の魅力向上に取り組む。
- 金融機関は、釧路地域における産業振興に向けた包括連携協定による協力を行う。

#### 【政策間連携】

- 釧路地域と東京都荒川区との交流を図ることで、認知度向上による観光振興策と北海道の食材を活かしたイベントによる地域産品の販路拡大といった地場産業振興を図る。

#### 【地域間連携】

- 北海道と釧路管内の8市町村、荒川区が連携することで、首都圏のくしろファンの開拓を進めていく。

#### 【自立性】

- 本事業の実施によるくしろ地域と東京特別区との経済交流の活発化により、誘客の拡大が図られ、観光関連産業の売上げが期待されることから、将来的には、その収益を財源に自立を目指す。

### 参考となるポイント

- ①釧路地域の課題である首都圏における認知度向上について、東京都荒川区の全面的な協力により、入込客数の増加と販路拡大に取り組んでいる。
- ②行政、民間事業者、金融機関が役割分担をしながら協働で事業に取り組んでいる。
- ③将来的には、誘客の拡大が図られ、観光関連産業の売上げにより、その収益を財源に自立を目指す。

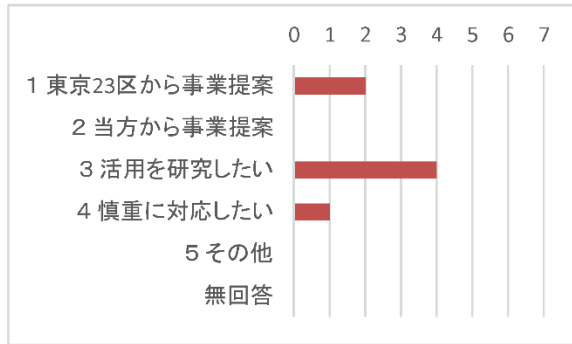
※「みんなで育てる地域のチカラ 地方創生」ホームページより

### 資料 3

Q7 現在、東京23区においては、広域連携協定締結地域との連携交流事業を充実するため、国の地方創生推進交付金を活用（東京23区の区と各地域の自治体が共同して交付申請）することを研究していますが、このような方向性について、お考えに近い番号を○で囲んで下さい。

- 1 東京23区において交付金の活用を検討し、具体的な事業を提案して欲しい。提案があれば積極的に検討したい
- 2 東京23区が交付金の活用を検討するのであれば、当方から広域連携事業を提案したい
- 3 東京23区と連携しながら活用について研究したい
- 4 活用については課題が多く、慎重に対応したい
- 5 その他

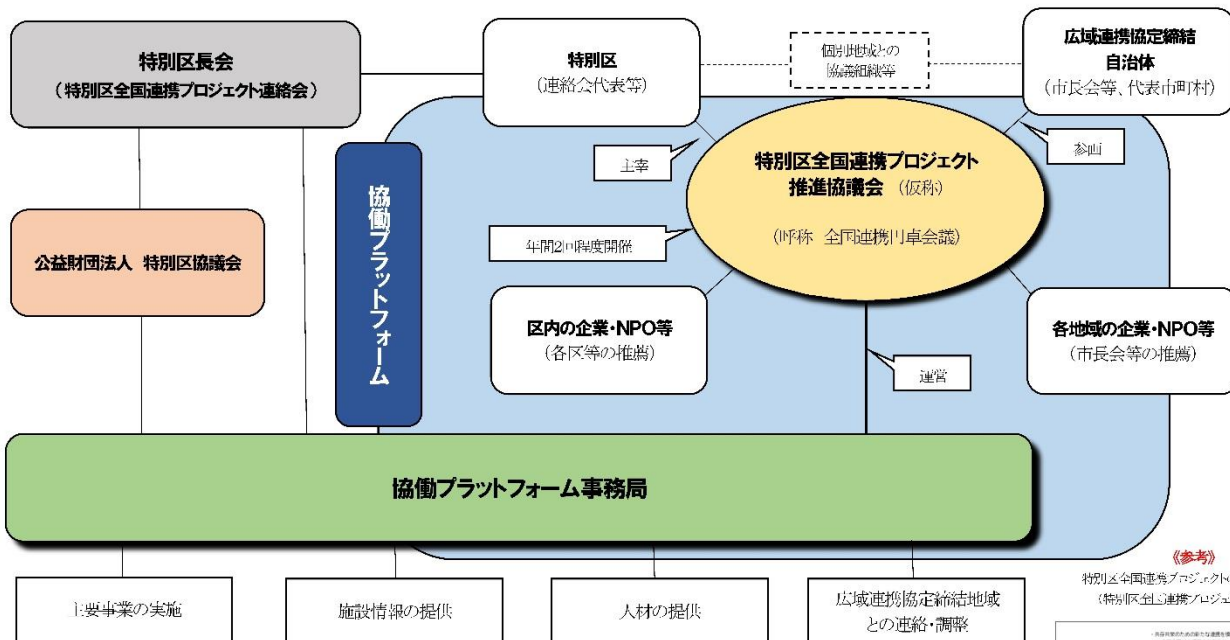
N = 7		
	回答数	%
1 東京23区から事業提案	2	28.6%
2 当方から事業提案	0	0.0%
3 活用を研究したい	4	57.1%
4 慎重に対応したい	1	14.3%
5 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%



※「平成29年度 特別区全国連携プロジェクト アンケート」より

### 資料 4

#### 特別区全国連携プロジェクト「協働プラットフォーム」のイメージ



- 自治体間連携シンポジウム等の開催
  - 魅力発信イベントの実施
  - 東京区政会館を活用した情報発信
- ※1 主要事業のうち「各地域との連携を推進する事業」と「被災自治体に対する支援」は特別区長会(事務局)が実施  
 ※2 特別協議会が実施している「特別区全国連携プロジェクト」ホームページの管理・運営も協働プラットフォーム事務局が実施  
 ※3 その他の事業については分科会等において検討



※特別区全国連携プロジェクト連絡会 推進基盤整備検討分科会資料

(4) 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

【施策の概要】

地方では、人口の流出が続き地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が問題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することが課題となっている。

～中略～

加えて、地方創生に向けた東京 23 区と全国各地域との連携を促進し、住民間の相互理解や交流とともに、全国各地域の産業振興や観光振興を図る取組を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■連携中枢都市圏の形成数：30 圏域を目指す（2017 年 10 月時点 23 圏域）

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140 圏域を目指す（2016 年 10 月時点 112 圏域）

【主な施策】

～中略～

◎(4) - (ア) - A - ④ 東京 23 区と全国各地域との連携の推進

都市住民の全国各地域への関心を高めるとともに、地域間の相互理解や交流を深め、各地域の特産品の販路開拓等の産業振興や観光振興等を図るため、東京 23 区における各地域の魅力を発信するイベントや、各地域での体験ツアーの実施など、東京 23 区と全国各地域が連携した取組を促進する。

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」より

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、  
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携  
A まちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-④ 東京 23 区と全国各地域との連携の推進

●現在の課題

○都市住民の全国各地域への関心を高めるとともに、地域間の相互理解や交流を深め、各地域の特産品の販路開拓等の産業振興や観光振興等を図ることが必要である。

●必要な対応

○東京 23 区における各地域の魅力を発信するイベントや、各地域での体験ツアーの実施など、東京 23 区と全国各地域が連携した取組を促進する。

●短期・中長期の工程表

	2017 年度まで	2018 年度以降（2019 年度まで）
取組内容	○東京 23 区と全国各地域が連携した取組の検討	○東京 23 区と全国各地域が連携した取組を促進
2020 年 KPI (成果目標)	○KPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	